

佐福高包括第 335 号
令和 3 年 1 月 26 日

佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業者 様

佐伯市長 田中 利明
(公 印 省 略)

佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新に係る申請について
(通知)

初春の候、ますます御発展のこととお喜び申し上げます。日頃は市政に御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、上記のことにつきまして、佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第 27 条の規定による更新の申請を、下記の内容を御確認のうえ、**3月1日(月)まで**にお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 「指定介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請書(様式第 5 号)」
- (2) 省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 4 号から第 12 号までの書類
※12 号については「佐伯市暴力団排除条例に係る誓約書」
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1 - 4)

2 提出期限 3月1日(月)

3 提出方法 地域包括支援センターへ 郵送 又は 持参

4 留意事項

- (1) 既に介護保険法 115 条の 2 第 1 項(指定介護予防サービス事業者の指定)又は第 115 条の 12 第 1 項(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)の規定により指定をうけている事業者については、当該指定に係る通知書の写しの提出により、省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 4 号から第 12 号までの書類を省略できます。
- (2) 本年 10 月から総合事業の体系の見直しを行う予定としていますが、4 月から 9 月までは、現行の体系で継続する予定です。

福祉保健部高齢者福祉課
地域包括支援センター
担当 小 川
電話 23-1632(直通)
E-mail ken-ogw@city.saiki.lg.jp